

職員の給与に関する報告及び勧告

令和3年10月

川崎市人事委員会



3 川人委調第 4 4 0 号
令和 3 年 1 0 月 5 日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様
川 崎 市 長 福 田 紀 彦 様

川崎市人事委員会
委員長 魚 津 利 興

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

別紙第1 報 告

1 職員の給与等の実態	1
2 民間の給与等の実態	2
3 民間給与との比較	4
4 国家公務員給与との比較	5
5 物価及び生計費等	5
6 人事院勧告の概要	6
7 本年の給与の改定	10
(1) 月例給	10
(2) 期末・勤勉手当	10
8 人事管理に関する報告及び意見	10
(1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革	12
(2) 人材の確保・育成	16
(3) 定年の引上げについて	18
(4) 市民からの信頼確保	19
9 おわりに	19

別紙第2 勸 告	21
----------	----

参 考 資 料	23
---------	----

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,287人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（14,591人、平均年齢41.0歳）の平均給与月額は、407,382円（給料332,920円、扶養手当7,726円、地域手当55,538円、その他11,198円）となっている。

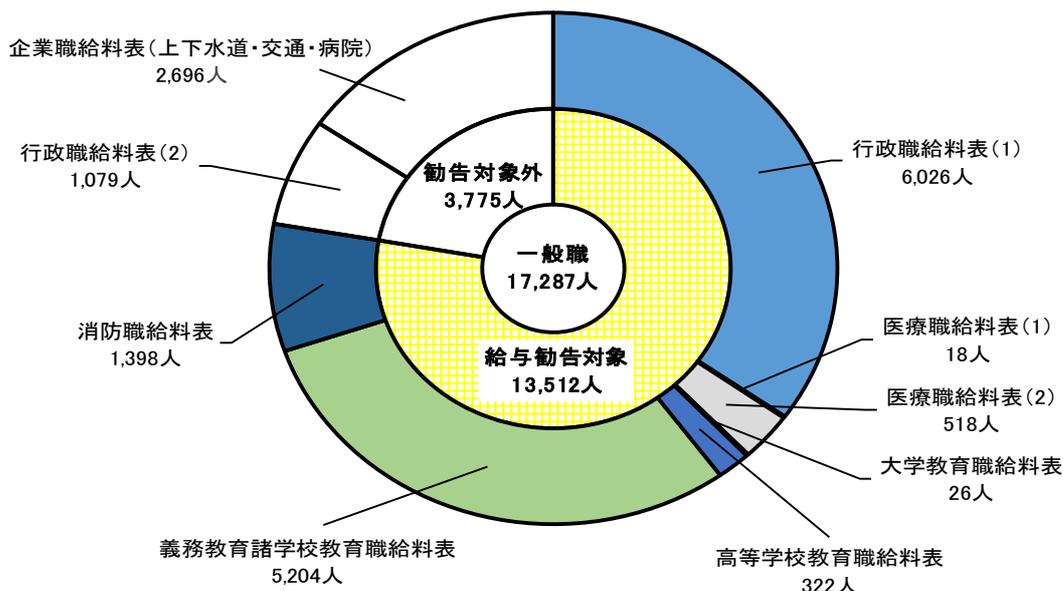
また、行政職給料表(1)の適用職員（6,026人、平均年齢41.5歳）の平均給与月額は、406,613円（給料328,823円、扶養手当7,992円、地域手当55,510円、その他14,288円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員（5,863人、平均年齢42.1歳）の平均給与月額は、412,021円（給料332,989円、扶養手当8,214円、地域手当56,257円、その他14,561円）となっている。

なお、本委員会の勧告の対象は、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を除く一般職の職員である。

【参考資料第1表～第9表（23～83ページ）参照】

給料表別職員数 (令和3年4月時点)



(注) 1 再任用職員、任期付職員及び休職中の職員等は含まれていない。

2 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である。

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の486事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された110事業所について行ったものである。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表～第18表 (86～99ページ) 参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で208,010円、短大卒で186,396円、高校卒で175,382円となっている。

【参考資料第11表（87ページ）参照】

(2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種の平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（88～96ページ）参照】

(3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で29.1%、高校卒で16.0%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で52.5%、高校卒で62.5%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で47.5%、高校卒で29.0%となっている。

【参考資料第13表（97ページ）参照】

(4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は81.2%であり、その平均支給月額はい配偶者14,124円、配偶者と子1人の場合20,878円、配偶者と子2人の場合27,322円となっている。

【参考資料第14表（97ページ）参照】

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.30月分相当となっている。

【参考資料第15表（98ページ）参照】

(6) 給与改定の状況

参考資料第16表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は35.5%、ベースアップを中止した事業所の割合は17.0%となっている。

また、参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は90.7%となっている。

【参考資料第16表・第17表（98ページ）参照】

(7) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、一般の従業員（係員）で40.6%、課長級で47.7%、部長級で48.5%となっている。

【参考資料第18表（99ページ）参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

民間給与 a	職員の給与 b	較 差 a - b $\left[\frac{a-b}{b} \times 100 \right]$
411,950	412,021	△71 (△0.02%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 国家公務員給与との比較

「地方公務員給与実態調査」(総務省)によると、昨年4月時点における、国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員とこれに相当する本市職員について、学歴別・経験年数別に比較を行った本市職員の給料月額のススパイレス指数は、101.0(国家公務員を100とする。)となっている。

5 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ全国では0.4%、本市では0.8%下落している。

本委員会が「家計調査」(同省)及び「全国消費実態調査」(同省)を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で120,700円、2人世帯で200,860円、3人世帯で218,480円、4人世帯で236,130円となっている。

本年4月時点の神奈川県最低賃金は、時間額1,012円となっており、本年10月からは時間額1,040円に改定されている。

【参考資料第19表・第20表(101~103ページ)参照】

6 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対して、国家公務員（一般職）の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月〔公務の支給月数 4.45月〕

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

7 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に係る基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を71円(0.02%)上回っているものの、おおむね均衡していることが判明した。

行政職給料表(1)については、較差が極めて小さいことから、改定を行わないこととする。

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を考慮し、改定を行わないこととする。

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.45月分)が、民間事業所の特別給の支給割合(4.30月分)を上回っていることが判明した。このことから、支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月分とする。

支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。

併せて、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

8 人事管理に関する報告及び意見

現在、我が国では、超高齢社会の到来や経済の低成長といった課題を抱える中、社会全体においてデジタル化が進展し、社会・経済の多方面で環境が急速

に変化している。さらには、新型コロナウイルスの感染拡大や大規模災害の発生等の危機が相次ぎ、行政には複雑かつ高度な役割が求められている。

本市においても、高齢化の更なる進展や将来的な人口減少等が見込まれる中、今後は、社会環境の変化を的確に捉え、中長期的な視点をより重視した取組が求められる。今般は特に、新型コロナウイルスを契機とする接触機会の低減のための勤務形態の整備や行政手続のオンライン化等の取組を進めてきた。今後も、環境の変化に適応し質の高い市民サービスを提供していくためには、行政の役割を認識し、実行できる人材を確保していくことに加え、採用後も職員が求められる能力を身に付けることができるよう、実効性のある人材育成の取組が不可欠である。

また、限られた人材のもとで、多様化する市民ニーズに対応していくためには、全ての職員が各自の能力を最大限発揮し、意欲を持って働くことができる環境の整備が重要である。今年度導入されたテレワークの促進などを通じ、職員が柔軟に勤務できるよう取り組むとともに、長時間勤務の是正、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策といった観点からも勤務環境の整備が求められる。長時間勤務の解消、職員のメンタルヘルス不調に対応するための適切な業務管理、悪質なクレームへの組織的な対応等には、職場における管理監督者の適切なマネジメントが要求され、その重要性は増している。加えて、令和5年度に予定されている定年の引上げに当たっては、関係部署の連携のもと、その影響を十分に検証した上で適切に制度等に反映させていく必要がある。

市政運営の基盤は市民と職員の信頼関係であることは言うまでもない。多くの本市職員が職務に励んでいる一方で、公務員としての職の信用を傷つける事態も発生しており、全ての職員が高い規範意識と強い責任感を持ち職務に精励することが重要である。

こうした認識のもと、本委員会は人事管理に関して、次のとおり言及する。

(1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革

ア 長時間勤務の是正

本年1月に国家公務員の働き方改革の方針を定めた「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」が改正され、長時間労働是正等のための取組を強力に進めていくこととされた。本市においても、平成29年度から「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」に基づき、長時間勤務の是正に取り組んできたところであり、一定の成果は見られている。しかし、新型コロナウイルス感染症対策に関連して業務が増大している部署をはじめとして、長時間勤務となっている職員が未だ相当数存在していることから、喫緊の課題として継続的に取り組んでいく必要がある。

本委員会としても、長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持、仕事と生活の調和、公務能率の向上といった観点等から重要な課題であると認識し、昨年報告では、現行の取組に加えて様々な方向から新しい手立てを講じていくことの必要性について言及したところである。任命権者においては、上限時間・月数を超えた時間外勤務の要因の調査、分析及び検証を継続的に行うとともに、管理監督者の適切なマネジメントのもと長時間勤務の是正に努められたい。

また、長時間勤務の是正に当たっては、全ての職員について適正な勤務時間等の把握及び管理が必要である。管理職の時間外勤務についても、令和2年4月から時間外・休日勤務を行った場合に職員情報システムによる時間外勤務の登録を開始したところであり、今後も勤務時間の適正管理について確実に取り組むことが求められる。教育職員に着目すると、時間外在校等時間の上限時間を超えた教育職員の割合は依然として高い状況であり、その是正は急務である。教育職員がゆとりを持って児童生徒と向き合えるよう、また、管理職が自校の教育職員の時間外状況を正確に把握し、

各学校において時間外在校等時間の上限時間を超えた労働の是正に向け様々な工夫ができるよう、任命権者において支援を継続していくとともに、教員に関する働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方や当面の目標等を示した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組を着実に推進されたい。

年次休暇についても、総実勤務時間の短縮や職員の心身の健康保持等に関わることから、その確実な取得は長時間勤務の是正に資するものである。令和元年度以前においては、全職員の年次休暇の平均取得日数は増加傾向にあったものの、任命権者によっては取得率が上がらない状況が続いていた。令和2年4月から令和7年3月を期間とする「第5期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」において、職員の年次休暇取得率を80%以上とすることが目標とされてきたことから、目標達成に向けた取組とその結果について注視していきたい。

イ 多様で柔軟な働き方の推進

少子高齢化の進展等がもたらす社会環境の変化に適応し、限りある人材・財源のもと安定した市政運営を継続していくためには、業務改善・意識改革を進めるとともに、職員一人ひとりが活躍できる組織風土を築くことが重要である。新型コロナウイルスの感染拡大により、社会全体において急速に働き方の見直しが進む中、本市においても、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組の一層の推進が求められる。

次世代育成支援に関して、本年6月の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、民間企業等において、育児と仕事の両立ができる職場環境づくりに向けた法整備が進んだ。また、本年8月に人事院は、国家公務員においても同様の措置が必要であると示し、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出及び報告を行った。併せて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため

の休暇の新設や休業等の取得要件緩和等の措置を講じることとしている。こうした状況を踏まえ、本市においても、「第5期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」に基づいた各種取組を一層推進するとともに、本市の実情に即した制度の導入も含めて検討していく必要がある。次世代育成支援の取組は、職場全体のワーク・ライフ・バランスに対する意識の醸成につながり、子育て中の職員以外にも、様々な事情により時間や働き方に制約がある職員に対する働きやすい職場環境の整備にも資するものとして、引き続き注力されたい。

障害者雇用については、昨年に引き続き、本年6月時点においても法定雇用率を上回ることができたが、令和5年4月までには法定雇用率の上げが予定されている。今後も更なる雇用促進に取り組む必要があり、障害者である職員の活躍の場の拡大のため、引き続き、勤務体制の整備や職務の選定・マッチング等の配慮に努め、各任命権者における「障害者活躍推進計画」に基づいた取組の着実な推進に期待する。

また、本市では、従前から在宅勤務やサテライトオフィスの試行、時差勤務等の柔軟な勤務体制の構築に取り組んできた。本年6月には、「川崎市テレワーク実施要領」を策定し、専用端末を活用した在宅勤務等のテレワークを開始したところである。テレワーク環境の整備は、業務継続性の向上のみならず、勤務場所にとらわれない働き方として、職員のワーク・ライフ・バランスの実現への寄与も期待される。今後は、その効果と働き方に与える影響を検証しつつ運用し、本市に適したテレワーク環境を定着させていくことが望ましい。任命権者においては、新本庁舎の整備をひとつの契機として、ワークスタイル変革を進めるなど、柔軟な働き方の実現に向けた職場環境の整備を一層推進されたい。

ウ メンタルヘルス対策

本市の「精神及び行動の障害」いわゆるメンタルヘルス不調による新規

長期療養者数は依然として増加傾向にあり、引き続きメンタルヘルス対策の取組を強化していくことが求められる。

本市では、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次推進計画」のもと、4つの目標である「セルフケアの推進」、「ラインによるケアを強化し健康で働きやすい職場環境づくりの推進」、「早期発見・早期対応のための相談体制の充実」、「復職支援システムの推進と再発予防の取組強化」に向けて取組を進めており、今年度は同計画の中間評価を行い、必要に応じて見直し・修正を行うこととしている。

任命権者は、同計画に基づき、産業医、学識経験者等で構成される川崎市職員メンタルヘルス1次予防対策専門部会において、セルフケア、職場環境改善及び過重労働対策といった職場における効果的かつ効率的なメンタルヘルス1次予防対策についての検討を進めている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に係る業務繁忙が様々な部署で継続していることから、その対応に当たる職員のメンタルヘルス不調の早期発見・早期対応のために、令和2年度から産業保健スタッフが職場に直接出向き、面談等を実施している。

職場の管理監督者においては、日頃から職員との積極的なコミュニケーションを心掛け、部下のストレス状況等を把握するとともに、仕事と家庭の両立ができるように適切な業務管理を行うなど、所属職員の心の健康保持に努められたい。また、任命権者においては、産業医連絡会議、川崎市職員衛生管理審査委員会、川崎市職員メンタルヘルス対策推進委員会等を通じて現状を多角的に分析し、各取組の着実な推進に向けて適切な対応を図られたい。

エ ハラスメント対策

一昨年、ハラスメント対策の強化などを図るため、労働施策の総合的な

推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が改正され、昨年には大企業に対して職場におけるパワーハラスメントを防止するための措置が義務付けられた。

公民問わず、ハラスメントへの対策がより一層求められる中、本市においても昨年6月に「川崎市職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」を改正したところであり、任命権者においては引き続き、ハラスメント対策の取組の更なる推進に努められたい。

また、昨年は悪質なクレームへの対応について、組織として対応し、迅速かつ適切に職員の救済を図ることが必要であるとの考え方が人事院から示されたところである。本市の業務においても、行政サービス利用者との距離が近い職場も多くあり、様々な対応を求められることから、任命権者においては、程度を超えた要求等について十分想定し、組織的かつ適切に対応できるよう備えるなど、良好な職場環境の実現に向けた継続的な取組を期待する。

(2) 人材の確保・育成

ア 人材の確保

本市の職員採用をめぐる環境は、特に技術系職種を中心とした専門職種において、民間企業や国、他の地方自治体等との人材獲得の競合下にあり、厳しい状況にある。多様で有為な人材の安定的かつ継続的な確保のためには、新型コロナウイルスをめぐる情勢及びその後の社会変化についても注視していく必要があり、従前の手法に加え、それとは異なる手法による広報活動の展開等、社会情勢を踏まえた工夫が求められる。

本委員会においては、感染症への感染リスクを避け、時間や場所を選ばずに参加ができるWEBセミナー等のオンライン型のイベントを実施する

とともに、職場や現場を見学することで仕事のイメージが掴みやすい職種については、現場見学会等の対面型のイベントを感染症対策を講じながら実施するなど、職種ごとのニーズに応じた広報を行ってきた。

今後も、多様で有為な人材の確保に向けて、採用試験の実施状況や社会動向等の環境変化を踏まえながら、採用試験の研究や効果的な広報の手法の検討等を継続的に行っていく。

イ 人材の育成

本市では、平成28年3月に策定した「川崎市人材育成基本方針」に基づき、階層別研修や職場におけるOJT支援をはじめとした人材育成に関する様々な取組を行っている。

中でも、管理監督者のマネジメント力強化は喫緊の課題であり、任命権者は、新任課長研修において職場における課題解決に向けた実践を中心とした研修を行ったほか、課長3年目研修については、優れたマネジメントを実践している管理職による講義及び実践を中心とした講義を組み合わせるなど研修内容の見直しを図り、管理職が取り入れやすい実践的なマネジメントを学ぶ研修としている。その他、管理監督者のマネジメントの実践に役立つ各種ツールの提供等を行っているが、今後も、管理監督者のマネジメントに係る課題やニーズを把握しながら、取組を進めていくことが肝要である。

また、将来にわたり人材を継続的に育成していくためには、職員一人ひとりが昇任を含めた自身のキャリアプランについて意識を高められるよう、キャリア形成上の支援も重要である。任命権者は、職員のキャリア形成や職務遂行上の課題・悩みの解決を図る取組としてメンター制度を実施しているほか、女性職員のキャリア支援を目的とした幹部職員と女性職員との意見交換会等の取組を行うなど、前向きなキャリア選択を可能にするための支援に取り組んでいる。

人材育成に関する取組は、中長期的な視点で継続して実施されることにより大きな効果を発揮する。厳しい財政環境の中、ますます多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応していくため、任命権者においては、全ての職員が、求められる能力を身に付けるとともに、キャリアプランを持ちながら働けるよう、効果的な人材育成を行うための支援に取り組まれない。

(3) 定年の引上げについて

地方公務員の定年年齢を令和5年度から令和13年度までの期間で2年に一度段階的に65歳まで引き上げることのほか、管理監督職の役職定年制などが盛り込まれた改正地方公務員法が本年6月に成立した。

本市においても、高齢層職員の知識や経験を踏まえた職務と配置について検討するとともに、高齢層職員の健康上の理由等の諸事情による多様な働き方のニーズの高まりに対応するため、定年前再任用短時間勤務制の導入も含めて柔軟に対応していくことが求められる。また、60歳に達した職員の給与については、国家公務員における取扱いを踏まえ、均衡の原則に基づき、原則当該職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の7割水準とすることが求められており、60歳前の水準も含めた適正な給与水準の確保に引き続き努める必要がある。

なお、定年年齢の段階的引上げが始まると、2年に一度、定年退職者が発生せず、計画的な採用に影響が出ることも考えられる。こうした中、組織の新陳代謝を確保し活力を維持しつつ、将来にわたって安定的・継続的に市民サービスを提供できるよう方策を検討していくことが重要である。

令和5年4月1日からの定年の引上げに向け、多岐にわたる検討事項や条例・規則等の制定・改正事項について、関係部署が一体となって対応していかなければならない。

(4) 市民からの信頼確保

職員の服務規律の確保については、これまでも本委員会の報告において繰り返し言及してきたところであるが、わいせつ行為などの職員の不祥事や公文書の紛失をはじめとする事務事故が依然として発生しており、公務員としての職の信用を傷つける事態を招いていることは誠に遺憾である。

任命権者においては、これまでも各種通知や通達の発出、管理職を含む職員への研修等の取組を行ってきたところであるが、今後も様々な機会を通じて職員への注意喚起を行い、厳正な服務規律の確保と公務員倫理の確立に取り組みたい。また、令和2年度から本格導入された内部統制制度を機能させ、リスク管理の徹底、事務の点検等を行うとともに、事務事故が発生する要因を分析・検証し、再発防止に向けた組織的な対策を進める必要がある。

職員一人ひとりに対しては、不祥事や業務執行上のミスが発生により、市政に対する市民の信頼を失墜させる結果につながることを改めて認識し、高い規範意識と強い責任感を持って、職務に精励することを望む。

9 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年の勧告は、公民の給与はおおむね均衡しており、較差が極めて小さいことから、月例給の改定は行わないこととしたが、期末・勤勉手当については、民間事業所における特別給の支給状況との均衡を考慮し、引下げを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、

別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 に述べた報告に基づき、次の措置を執られるよう勧告する。

1 諸手当

期末・勤勉手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮し、国及び他都市の動向を勘案して引下げ改定を行うこと。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

第 1 部 職員の給与等の実態

第 1 表	給料表別平均給与月額	23
第 2 表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	24
第 3 表	給料表別、学歴別人員分布	25
第 4 表	給料表別、年齢別人員分布	26
第 5 表	給料表別、勤続年数別人員分布	28
第 6 表	給料表別、級別及び号給別人員分布	30
第 7 表	扶養手当の支給状況	80
第 8 表	住居手当の支給状況	82
第 9 表	管理職手当の支給状況	83

第 2 部 民間給与等の実態

令和 3 年職種別民間給与実態調査の概要	85	
第 1 0 表	産業別、企業規模別調査事業所数	86
第 1 1 表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	87
第 1 2 表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	88
第 1 3 表	民間における初任給の改定状況	97
第 1 4 表	民間における家族手当の支給状況	97
第 1 5 表	民間における特別給の支給状況	98
第 1 6 表	民間における給与改定の状況	98
第 1 7 表	民間における定期昇給の実施状況	98
第 1 8 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	99

第 3 部 労働経済指標

第 1 9 表	費目別、世帯人員別標準生計費	101
第 2 0 表	労働経済指標	102

第1部 職員の給与等の実態

第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
行政職給料表(1)	328,823	7,992	55,510	4,164	10,124	0	406,613
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	332,989	8,214	56,257	4,155	10,406	0	412,021
行政職給料表(2)	335,439	8,842	55,085	1,101	-	0	400,467
医療職給料表(1)	533,550	10,611	100,627	1,111	84,756	108,506	839,161
医療職給料表(2)	323,193	3,266	53,256	3,803	6,391	0	389,909
大学教育職給料表	409,023	8,500	67,863	3,962	6,623	0	495,971
高等学校教育職給料表	381,332	8,444	62,959	4,976	3,721	0	461,432
義務教育諸学校教育職給料表	341,168	5,940	56,203	5,731	4,165	0	413,207
消防職給料表	306,392	13,805	51,853	5,240	3,883	0	381,173
全給料表 (企業職を除く。)	332,920	7,726	55,538	4,600	6,464	134	407,382

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	315,156	7,438	52,790	4,266	7,342	11,684	398,676
全給料表 (企業職を含む。)	330,150	7,681	55,109	4,548	6,601	1,935	406,024

(注)1 数値については、令和3年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)

2 給料には「教職調整額」を含む。

3 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、単身赴任手当(基礎額)及び寒冷地手当の支給はない。

4 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

給料表 \ 区分	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	6,026	41.5	16.9
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	5,863	42.1	17.4
行政職給料表(2)	1,079	51.4	24.0
医療職給料表(1)	18	53.5	12.4
医療職給料表(2)	518	41.6	15.5
大学教育職給料表	26	49.2	7.0
高等学校教育職給料表	322	43.2	14.1
義務教育諸学校教育職給料表	5,204	38.9	12.6
消防職給料表	1,398	37.5	15.1
合 計	14,591	41.0	15.6

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,696	41.1	14.3
企業職を含めた総合計	17,287	41.0	15.4

第3表 給料表別、学歴別人員分布

(単位:人)

区分 給料表	計	学歴別職員数			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職給料表(1)	6,026	4,749	793	482	2
行政職給料表(2)	1,079	118	136	756	69
医療職給料表(1)	18	18	-	-	-
医療職給料表(2)	518	452	63	3	0
大学教育職給料表	26	26	0	0	0
高等学校教育職給料表	322	311	2	9	0
義務教育諸学校教育職給料表	5,204	4,977	227	0	0
消防職給料表	1,398	897	218	283	0
合計	14,591	11,548	1,439	1,533	71

構成比	100.0%	79.1%	9.9%	10.5%	0.5%
-----	--------	-------	------	-------	------

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,696	1,404	757	491	44
企業職を含めた総合計	17,287	12,952	2,196	2,024	115

構成比	100.0%	74.9%	12.7%	11.7%	0.7%
-----	--------	-------	-------	-------	------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

年 齢	給料表	行政職	行政職	医療職	医療職	大学教育職
	歳	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
		人	人	人	人	人
18		4				
19		4				
20		8				
21		7				
22		141	2		5	
23		124			4	
24		133	2		5	
25		102	1		9	
26		129	2		16	
27		111	1		17	
28		147	4		15	
29		118	1		12	
30		114	3		13	
31		113	2		19	1
32		137	2		10	
33		137	1		13	
34		129	7		16	
35		129	5		19	
36		166	5		13	1
37		134	1		10	
38		148	10		12	
39		143	3		20	
40		173	3		14	
41		154	10	1	11	1
42		187	15		18	2
43		200	19	2	20	1
44		194	20		17	2
45		248	29	1	11	3
46		254	46	1	12	1
47		232	46		19	1
48		262	52		10	
49		239	43		22	
50		192	45		10	1
51		178	62	1	9	1
52		222	80		13	1
53		154	93	1	12	2
54		140	74		18	2
55		138	72	1	20	2
56		155	84		14	
57		118	85	4	13	
58		98	79	1	12	
59		110	70	3	15	1
60以上				2		3
計		人 6,026	人 1,079	人 18	人 518	人 26

高等学校教育職 給料表	義務教育諸学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
		2	6
		6	10
		10	18
		15	22
	92	24	264
5	120	30	283
12	160	30	342
7	177	20	316
5	193	36	381
9	172	38	348
5	178	51	400
11	147	40	329
5	172	36	343
8	163	55	361
5	154	74	382
9	181	68	409
9	166	59	386
5	170	56	384
15	169	69	438
8	173	58	384
4	156	39	369
7	147	58	378
9	125	56	380
9	118	32	336
9	135	25	391
9	125	33	409
11	119	33	396
4	122	40	458
4	141	30	489
7	122	32	459
3	109	24	460
6	102	37	449
6	107	16	377
3	106	16	376
13	105	21	455
7	125	18	412
9	104	18	365
14	107	22	376
12	119	16	400
17	116	17	370
21	108	18	337
20	99	20	338
			5
人	人	人	人
322	5,204	1,398	14,591

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
2	8
	10
4	22
42	64
98	362
94	377
78	420
65	381
58	439
68	416
56	456
50	379
52	395
73	434
47	429
48	457
51	437
53	437
61	499
38	422
44	413
42	420
48	428
57	393
48	439
59	468
60	456
100	558
91	580
100	559
110	570
92	541
103	480
115	491
86	541
79	491
66	431
87	463
69	469
73	443
61	398
47	385
21	26
人	人
2,696	17,287

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

給料表 勤続年数	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
年	人	人	人	人	人
0	262	26	1	17	4
1	212	10	2	14	7
2	177	5		10	1
3	190	3		23	2
4	192	3	1	29	
5	191	2		34	1
6	175	4		20	1
7	120	2	1	15	1
8	106	6	1	10	
9	179	6		11	1
10	164	4		14	1
11	238	3	1	20	1
12	246	3	1	14	1
13	180		3	19	1
14	129			13	
15	98		1	12	1
16	118		1	16	
17	111			19	
18	116	14	2	13	
19	153	31		10	
20	186	81		9	
21	238	55	1	12	
22	143	81		6	
23	163	77		11	
24	129	90		18	
25	196	100		16	
26	199	92	1	13	3
27	220	70	1	10	
28	173	62		18	
29	151	86		12	
30	176	29		9	
31	119	37		12	
32	97	33		9	
33	110	29		5	
34	92	12		9	
35	84	7		3	
36	54	6		5	
37	47	6		5	
38	38			3	
39	26				
40	21	4			
41	7				
42					
43					
44					
45					
計	6,026	1,079	18	518	26

高等学校教育職 給料表	義務教育諸学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
12	224	41	587
13	296	46	600
22	287	33	535
18	264	17	517
8	288	50	571
12	229	59	528
19	223	57	499
13	210	47	409
13	187	39	362
10	176	51	434
8	124	107	422
18	241	67	589
8	200	67	540
10	224	64	501
6	165	41	354
5	179	31	327
8	146	34	323
8	144	42	324
4	119	37	305
4	85	48	331
10	166	40	492
8	61	37	412
5	31	20	286
4	85	24	364
5	83	27	352
8	43	23	386
7	43	23	381
5	49	18	373
5	43	23	324
6	95	26	376
3	102	19	338
4	93	20	285
6	93	27	265
5	55	20	224
4	54	16	187
10	45	9	158
5	29	13	112
1	18	9	86
	3	9	53
1	2	5	34
		8	33
1		4	12
人	人	人	人
322	5,204	1,398	14,591

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
196	783
210	810
143	678
121	638
111	682
104	632
92	591
82	491
67	429
74	508
46	468
84	673
73	613
44	545
28	382
39	366
19	342
25	349
79	384
61	392
54	546
64	476
66	352
71	435
63	415
67	453
78	459
92	465
59	383
59	435
54	392
67	352
46	311
41	265
38	225
19	177
19	131
18	104
7	60
1	35
12	45
3	15
人	人
2,696	17,287

第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7	4							
8								
9	1							
10	1							
11	2			1				
12								
13								
14								
15	7							
16	2							
17	2							
18				2				
19	3							
20	1			4				
21	4				1			
22								
23	7	1		1		1		
24	3	2						
25		2						
26		1		2		1		
27	146	58		2		1		
28	4	34		2	1			
29	8	22		4				
30	4	19		1				
31	123	43		3				
32	6	39		4	1			
33	11	26		7				2
34	12	15		7				6
35	72	47		8		1	1	1
36	28	34		10		1		2
37	12	36	1	6	2	3	3	1
38	6	23		8		2		4
39	2	47	1	5		4		3
40	2	37	6	17		5	3	1
41		30	14	7	1	8	4	3
42		20	12	8	1	20	5	1
43		48	7	10	5	14	6	2
44		33	16	7	4	20	11	1
45		22	16	17	7	19	9	
46		22	19	11	7	19	5	1
47		26	22	11	10	18	11	
48		34	17	15	7	20	7	
49		23	14	15	6	15	9	
50	2	24	26	19	11	18	9	
51	1	36	18	14	10	17	8	
52		26	24	20	16	14	9	

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
53		2	27	24	21	17	18	5	
54		1	34	27	21	15	15	4	
55		1	38	19	27	10	12	1	
56			24	26	18	16	16	4	
57			28	19	27	15	16	3	
58			30	28	35	8	11	6	
59			26	32	27	11	18	5	
60			26	30	31	11	21	3	
61			29	18	22	11	19	5	
62			25	26	33	15	20	3	
63			36	29	24	9	18	2	
64			30	27	37	7	16		
65			30	25	28	8	17	1	
66			30	13	23	12	15		
67			54	32	20	11	16		
68			27	24	13	8	10		
69			37	18	26	5	16		
70			30	19	31	6	13	1	
71			45	28	16	5	1		
72			22	29	20	3	5		
73			18	19	23	7	8		
74			18	20	23	6	6		
75			20	19	22	7	5		
76			18	21	24	7	7		
77			4	18	15	5	5		
78			11	17	25	4	4		
79			20	17	12	2	3		
80			2	19	14	5	2		
81			2	23	17	4	5		
82			5	19	13	2	2		
83			6	23	14	5	1		
84			7	21	13	2	2		
85			1	18	12	2	3		
86			1	15	6	3			
87			1	29	11	2			
88				20	10	3			
89			1	22	8	1			
90				13	7	1			
91				20	9	2			
92				21	5				
93				23	5	2			
94				25	6	1			
95			1	18	6	2			
96				21	12				
97			2	14	4				
98				16	5	2			
99			1	15	9				
100				14	5	2			
101				23	2	1			
102			1	7	5				
103				16	2				
104				10	7				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			9	8	2			
106		1	15	4				
107		1	14	1				
108		1	5	2				
109			11	3				
110		1	11	6				
111			15					
112			6	3				
113			7	3				
114			10	2				
115			8	11				
116			8	5				
117		2	4	5				
118			10	5				
119			8	2				
120			8	4				
121			8	2				
122			8	4				
123			6	2				
124			7	2				
125			3					
126			2	5				
127			8	2				
128			5	1				
129			6	2				
130			9	3				
131			4	1				
132			4					
133			5					
134			7					
135			8	1				
136			1					
137			6	8				
138			3					
139			5					
140			3					
141			2					
142			4					
143			4					
144			6					
145			6					
146			3					
147			4					
148			4					
149			41					
合計	480	1,604	1,633	1,196	375	567	143	28
平均給料月額	184,977円	246,546円	350,658円	369,870円	408,223円	436,755円	470,444円	508,961円
平均年齢	23.2歳	32.0歳	46.5歳	45.1歳	50.0歳	52.1歳	55.3歳	57.5歳

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) [機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用] (単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18		2		
19				
20				
21				
22		1		
23				
24				
25		1		
26		1		
27		2		
28			3	
29				
30		1	1	
31				
32		1	4	
33				
34		1	3	
35				
36		3	5	
37				
38		3	1	
39				
40			4	
41			1	
42			3	
43				
44			1	
45			1	
46				
47			1	
48				
49			1	1
50			1	
51				1
52			3	

号給 \ 級	1	2	3	4
53		1	2	
54		1	1	
55			5	
56		2	2	
57		1	3	
58			3	
59		1	2	
60			5	1
61			6	
62		2	2	
63			3	
64		1	4	
65			13	
66		3	4	
67		2	8	1
68			5	
69		3	9	3
70			9	1
71			11	2
72		1	10	8
73		2	22	5
74		1	9	1
75			15	2
76		2	12	3
77		3	20	4
78		1	12	5
79		1	11	1
80		1	25	1
81			27	6
82		1	31	1
83			19	2
84			15	1
85		3	22	4
86			17	1
87			27	1
88		1	19	4
89			21	
90		1	24	3
91			15	3
92		1	24	5
93			15	4
94			20	2
95			26	4
96			17	3
97			19	1
98			16	2
99			24	2
100			26	1
101			14	3
102			17	
103			13	2
104			13	

給号	級	1	2	3	4
105				11	2
106				10	
107				10	
108				15	2
109				13	3
110				5	1
111				9	1
112				6	2
113				6	1
114				5	1
115				5	
116				1	
117				5	3
118				9	1
119				2	
120				3	
121				2	1
122				2	
123				1	
124				1	
125				1	2
126					
127				2	2
128				2	1
129				2	3
130				1	1
131				2	2
132					
133					1
134					2
135					1
136					1
137					3
138					
139				3	
140				3	
141					
142					
143				1	
144					
145					
146				1	
147				1	
148					
149				8	
合計		16	69	864	130
平均給料月額		175,025円	241,264円	340,996円	368,229円
平均年齢		26.9歳	39.3歳	52.2歳	55.8歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15			1			
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29					1	
30						
31				1		
32						
33				1		
34						1
35						
36						1
37						
38						
39						
40						
41					1	
42						2
43						
44						
45						
46						
47						
48					1	
49						1
50						
51						1
52						

給号 級	1	2	3	4	5
53					
54					
55					1
56					
57					
58				1	
59					
60					1
61			1		
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					1
72					
73					
74					
75					
76					
77				1	
78					
79					
80					
81					
合 計	0	*	3	5	9
平均給料月額	-	*	472,667円	528,980円	575,067円
平均年齢	-	*	47.0歳	53.0歳	57.1歳

(注) 「*」は、職員数が1人の場合である(以下、第6表の各表について同じ。)

医療職給料表(2)

[保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、
助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21			1				
22							
23		1					
24							
25	1						
26							
27	5	6					
28							
29		2			1		
30		2		1			
31	3	4					
32							
33		8			1		
34		3		1			
35	3	8					
36		2					
37	2	5					
38	2	3					
39		2		1			
40	1	2		1		1	
41		5			1		
42	1	5	1	1			
43	1	3					
44	1	4	2		1		1
45		9	2				
46		4	3	1		3	1
47		3	3	2			
48		3	3		1		1
49		4	2	1	1		
50		2	2	2			1
51		1	7	2		1	
52		4	1	1	1	3	1

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		2	3	2	1	1	
54		2	3	1	2	1	
55		6	3	1	1	2	
56		7	4	4		1	
57		4	2	2	1	1	
58		3	2	1		2	
59		3	3	3			
60			4	3	2	1	
61		2	4		1	1	
62		3	4	3	1		
63		6	5	2	2		
64		1	5	2		1	
65		4	3		1	1	
66		2	2	3	1	1	
67		7	2	1		3	
68		4	2	1		1	
69		4	4	1		1	
70		4	1	2	1	1	
71		2	2	1		3	
72		1	3			1	
73		2	4		3	2	
74		2	1		2	1	
75			2	1	2	1	
76		3	1	1		1	
77		2	3	2	2	1	
78		1	1	2	1		
79		2		1	3		
80		1		1	1		
81			1	1			
82			1	2			
83							
84		1		2			
85			1	1			
86			1		1		
87				2	1		
88			3	1	1		
89				1	1		
90			4	1	1		
91			3	2			
92			3	1			
93			1		1		
94			1				
95							
96			1				
97			1				
98			2				
99				3			
100			1	2			
101			1	1			
102			3				
103			2				
104				1			

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
105				1	1			
106				1	1			
107				2				
108					1			
109								
110				1				
111					1			
112				2				
113								
114				1				
115				1	1			
116								
117								
118								
119				1				
120				2				
121				1				
122								
123				2				
124				2				
125								
126								
127				1				
128								
129								
130								
131								
132								
133				1				
134				2				
135								
136				1				
137								
138								
139				1				
140								
141				1				
142								
143								
144				1				
145								
146								
147								
148								
149				3				
合 計		20	176	158	81	41	37	5
平均給料月額		191,555円	245,309円	347,018円	372,143円	410,215円	439,762円	469,180円
平均年齢		24.2歳	31.6歳	45.8歳	47.0歳	51.2歳	55.6歳	57.4歳

大学教育職給料表 [看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手]
 である職員に適用

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37	1			
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45			1	
46			1	
47				
48				
49			1	
50				
51				1
52				

給号 級	1	2	3	4
53			1	
54				
55			1	
56				
57			1	1
58				
59				
60				
61	1			
62		1		
63				
64				
65			1	1
66				
67				
68				
69				
70				1
71			1	
72				
73	1			
74				
75				1
76				
77				
78				
79				
80				1
81			1	
82				
83				
84				
85	1	1		1
86				
87				
88				
89				
90	1			
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

給号 級	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109		1		1
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
合 計	5	10	5	6
平均給料月額	323,900円	383,460円	424,560円	509,617円
平均年齢	42.2歳	47.5歳	48.4歳	58.7歳

高等学校教育職給料表 [高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用]

(単位:人)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15			6			
16						
17			2			
18						
19			5			
20			2			
21			1			
22						
23			3			
24			4			
25			3			
26						
27			1			
28						
29			2			
30			2			
31			3			
32			2			
33			2			
34			3			
35			4			
36			1			
37						
38			2			
39			3	1		
40			2			
41			1	1		
42			2			
43			2			1
44			2			
45						
46			2			
47						
48			1			
49			4			1
50			6			
51			1			
52			1			
53						1
54			2			
55			3			
56			2			

給号	級	1	2	3	4	5
57			1	1		2
58			2			
59			3			
60			2	1		
61			1			
62			4			
63			5	1		
64			2	1		
65			1			
66			2			
67			3			
68			2			
69			2			
70	1		2			
71			3			
72			2	2		
73			1			
74					1	
75			1			
76			2		1	
77						
78			2			
79			1		1	
80			2	1		
81	1		3		2	
82						
83			1			
84			6	1	2	
85			2	2	5	
86			4			
87			1			
88			3			
89			1			
90				2		
91			1	2		
92			2			
93			3			
94			2	2		
95				2		
96			1	5		
97			2			
98			2			
99				2		
100			2	1		
101			1	1		
102			2	1		
103	1			1		
104				2		
105			1			
106			3	1		
107						
108			1	1		
109			2	5		
110			1			
111			1			
112			1			

給 号	級	1	2	3	4	5
113				1		
114						
115		2		1		
116				2		
117				1		
118						
119				2		
120				3		
121						
122						
123						
124				1		
125				1		
126						
127						
128				3		
129				1		
130						
131				3		
132				2		
133				3		
134						
135				3		
136				2		
137				2		
138				1		
139				3		
140				1		
141				1		
142						
143				3		
144				3		
145				3		
146						
147				1		
148						
149				2		
150				5		
151				4		
152				3		
153				5		
154				4		
155				3		
156				2		
157				3		
158				1		
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165				4		
合 計		5	260	40	12	5
平均給料月額		306,966円	365,995円	452,270円	466,867円	480,440円
平均年齢		39.8歳	41.0歳	52.4歳	56.3歳	57.8歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

義務教育諸学校教育職給料表

〔小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用〕

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17		91			
18		1			
19		4			
20		1			
21		115			
22		2			
23		8			
24		5			
25		140			
26		3			
27		12			1
28		11			
29		154			
30		1			1
31		26			
32		15			
33		135			
34		13			
35		32			
36		31			
37		109			2
38		9			2
39		37			4
40		22			4
41		102			4
42		26	1		5
43		26			12
44		28			7
45		72			11
46		32			9
47		32			8
48		23			9
49		82			11
50		33			7
51		30			8
52		31			9

給 号	級	1	2	3	4	5
53			54			8
54			37	1		5
55			44	2		3
56			40			2
57			41	1		4
58			41	2		
59			23	6		
60			39	2		
61			48	1		
62			49	1		
63			56	4		
64			34	3		
65			35	7		
66			43	4		
67			36	4		
68			27	2		
69			41	9		
70			42	3		
71			47	6		
72			38	3	1	
73			41	8		
74			49	4		
75			47	5	1	
76			32	7		
77			52	8		
78			45	6		
79			49	9		
80			34	10		
81			42	12		
82			35	14		
83			33	10		
84			43	7	1	
85			38	9	2	
86			44	8	1	
87			29	2		
88			35	13		
89			41	8		
90			26	13	3	
91			32	11	2	
92			32	13	6	
93			31	17	3	
94			26	11	1	
95			13	10	8	
96			40	7	5	
97			23	14	4	
98			30	11	6	
99			32	7	7	
100			30	13	5	
101			27	14	6	
102			20	11	6	
103			31	15	5	
104			25	17	8	

給 号	級	1	2	3	4	5
105			30	13	5	
106			27	3	5	
107			32	11	6	
108			20	14	3	
109			18	5	5	
110			21	10	5	
111			18	16	8	
112			12	9	12	
113			14	9	2	
114			14	9	4	
115			10	7	8	
116			21	8	4	
117			22	9	4	
118			19	9	7	
119			20	9	3	
120			17	9	1	
121			17	10	11	
122			10	16		
123			19	9		
124			13	9		
125			15	11		
126			14	10		
127			13	11		
128			14	7		
129			13	8		
130			9	12		
131			14	9		
132			6	10		
133			8	11		
134			9	6		
135			11	8		
136			12	6		
137			6	31		
138			9			
139			7			
140			8			
141			7			
142			8			
143			8			
144			9			
145			6			
146			6			
147			5			
148			9			
149			9			
150			11			
151			11			
152			8			
153			7			
154			9			
155			7			
156			13			

号給	級	1	2	3	4	5
157			1			
158			6			
159			3			
160			8			
161			4			
162			5			
163			6			
164			7			
165			8			
166			6			
167			1			
168			6			
169			3			
170			3			
171			3			
172			4			
173			1			
174						
175			1			
176						
177			1			
178			2			
179						
180			1			
181						
182						
183						
184						
185			2			
合 計		0	4,174	720	174	136
平均給料月額		-	320,167円	420,144円	433,592円	449,365円
平均年齢		-	35.8歳	50.5歳	53.6歳	56.7歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3	2							
4								
5								
6	1							
7	5							
8	1							
9								
10	2	1						
11	8	2						
12								
13	1							
14								
15	13							
16	2							
17	1	1						
18		1						
19	6	1						
20								
21			1					
22								
23	23	8	1					
24	2	2						
25	3	2	1					
26		1						
27	34	3	1					
28	3	7	3					
29	2		1					
30		1						
31	19	8	1					
32	2	4	5	1				
33	6	1	5					
34		2	4	1				
35	10	10	3					
36	3	8	2					
37	3	6						
38	1	5						
39	27	29	4					1
40	8	17	2				1	
41	6	11	4					
42	1	13	2				1	
43	41	22	3					
44	6	17	3					
45	3	12	1			2	3	
46	4	9	4	1			1	
47	25	8	7	2		2		
48	12	14	9			1	3	
49	8	12	7			2		
50	4	8	3	1		4	1	
51	13	15	3		1	3		
52	6	15	8	1	1	3	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	5	13	1		2		1	
54	3	8	6	2	6	1	1	
55	20	5	7	2	4	1		
56	6	9	4	3	5	3	1	
57	4	7	6	2	1	1		
58	3	5	6	1	1	2		
59	12	3	7	2	1			
60	3	6	5	6	3	1		
61	6	1	5	1	2	2		
62	2	3	8	6	1	1		
63		3	11	3	1	3		
64		1	5	3	1	1		
65			8	5	1	2		
66		1	4	5	3			
67			6	4	1	3		
68			4	5	2	3		
69			10	3	4	1		
70			4	3	2	1		
71			5	2	2	2		
72			6	1	1	1		
73			7	2	1	3		
74			6	4	1	2		
75			3	1	2			
76		1	2	4	4			
77			4	2	1	1		
78			1	2				
79			4	4	1			
80		1	5	3	2			
81			6	1	1			
82			4	2				
83			4	1	2	1		
84			1	4	1			
85			3	2				
86			3	1	1			
87				6				
88			2	1				
89			2	3				
90			2	2				
91			2	1	1			
92			1	1				
93			1					
94			5	3	1			
95			3					
96			4	1				
97			6	1				
98			3		1			
99			2	2				
100			4					
101			5		1			
102			7	2				
103			2					
104			1					

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
105				2	3				
106				1	1				
107									
108				3					
109				2					
110		1		3					
111				4					
112				2					
113		10		3					
114				3					
115				2	1				
116									
117				4					
118				4					
119				1					
120				1					
121									
122				2					
123				2					
124				4					
125				2					
126				5					
127				3					
128				5					
129				3					
130									
131				2					
132									
133				1					
134									
135				1					
136									
137					1				
138				1					
139				1					
140									
141				3					
142				1					
143				2					
144									
145				2					
146				2					
147									
148									
149				12					
合 計		381	354	400	128	67	53	14	*
平均給料月額		222,284円	280,856円	345,445円	375,914円	411,728円	438,951円	469,164円	*
平均年齢		26.7歳	34.9歳	43.2歳	43.8歳	50.5歳	53.2歳	56.1歳	*

上下水道企業職給料表(1) (上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用) (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1						1		
2								
3								
4								
5								
6								
7	2							
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15	1							
16								
17								
18				1				
19								
20								
21								
22								
23	1							
24								
25	1							
26				1				
27	23	10						
28		4		1				
29		4						
30	1	3						
31	8	3		1				
32		7						
33		15						1
34	2	2						
35	9	8						
36		3		1				
37	1	4						
38		1						
39		8	1	2				
40		6	3				1	
41		2	1			2		
42		4	2					
43		6	2	1	1			
44		3	1					
45		4	2	2	1	2	2	
46		2	6				1	
47		5	2					
48		4	2		1	1		
49		1	2			2		
50		9		1				
51		6	5	2	1		1	
52		8		1	2	2		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		7	4	2	1	2	1	
54		4	1	3	2	5		
55		6	3	1	4	2		
56		6	4	5	3	1		
57		2	1	1		1		
58		7	2	2	2			
59		10	5	1	4			
60		6	2	6		2	1	
61		3	2	2	1	4		
62		5		5	3	4	2	
63		8	1	3	2	5	1	
64		6	1	4	2	1	1	
65		2	3	2		1		
66		5	2	2	1			
67		5	3	2	1			
68		1	8	4	3	1		
69		4	4	3	1	2		
70		1	8	6	3	3		
71		6	6	3	1	1	1	
72		2	4	2	1			
73		2	11	5	2	2		
74			4	3	2	2		
75		4	8	3	2			
76		1	3	4	1	1		
77		1	2	4				
78		1	4	1		1		
79			4	5	1			
80			2	3	2			
81			3	3				
82			2	3	1			
83			5	4	1	1		
84		1		3	2			
85			2	3	2	5		
86			2					
87		2	7	2	1			
88				1	1			
89			6	1				
90			2	2	1			
91			6	1				
92			1	2				
93			1	2				
94			5	2				
95			4	1				
96			4					
97			3					
98			1					
99				2				
100			2		1			
101			6					
102			3	1				
103			3					
104			4					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105				2				
106				3				
107				1	2			
108				1				
109				5				
110				4				
111				6				
112								
113				1	1			
114				1				
115				1				
116				1				
117		1						
118								
119			1	1				
120			1	1				
121								
122								
123			1					
124								
125			2	1				
126			1					
127				2				
128			3					
129								
130			1					
131			1					
132			2					
133								
134			1					
135			1					
136			1					
137			1					
138			3					
139								
140			1					
141								
142			2					
143								
144								
145								
146								
147			1					
148								
149			14					
合 計	49	241	267	142	61	57	12	*
平均給料月額	181,782円	243,456円	353,149円	373,586円	411,341円	438,570円	473,858円	*
平均年齢	22.9歳	32.1歳	47.4歳	46.8歳	51.6歳	52.8歳	56.6歳	*

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用) (単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32		1		
33				
34			1	
35				
36			2	
37				
38				
39			1	
40			1	
41			1	
42				
43				
44				
45				
46			1	
47				
48				
49				
50				
51				
52				

号給	級	1	2	3	4
53					
54					
55				1	
56					
57				2	1
58				1	
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68				2	
69				1	
70				1	1
71				1	
72			1	2	
73				1	1
74				3	
75				4	1
76				1	
77					
78					
79				2	
80				1	
81				3	
82				3	1
83				6	2
84				5	
85				1	
86				4	
87				7	
88				3	1
89				1	
90				3	
91				4	
92				4	
93				2	
94				1	2
95					
96				3	2
97					1
98				3	1
99					
100				2	
101				1	
102				1	1
103				1	1
104				2	1

給 号	級	1	2	3	4
105				1	
106				1	
107				2	
108				1	
109					1
110				4	
111				3	
112				1	
113					
114					
115				2	
116					
117				1	3
118				1	1
119				3	
120					
121					
122					
123					
124					
125					2
126					
127					
128					
129					
130				1	
131					
132					
133					
134				1	
135					
136					
137					
138					
139				1	
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
合 計	*		8	106	24
平均給料月額	*		219,175円	341,398円	369,267円
平均年齢	*		36.4歳	49.7歳	53.5歳

交通企業職給料表(1) [交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用]

(単位:人)

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19		1							
20									
21									
22					1				
23									
24									
25									
26									
27									
28			1						
29		1							
30									
31		1	2						
32					1				
33			1		1				
34									
35		2							
36			2						
37									
38		1	1						
39			1						
40			1		1				
41									
42			1					1	
43									
44			1						
45			1				1		
46			1				1		
47			1				1		
48			1						
49			1						
50					1				
51			1		1				
52			1						

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53								
54		1		1		1		
55		1			1			
56				1				
57					1			
58				1		1	1	
59								
60						1		
61				1	1			
62								
63								
64			1					
65				1	1			
66							1	
67								
68		1				1		
69								
70			1					
71			1			1		
72		1						
73								
74								
75								
76								
77			2					
78			1		1			
79			1					
80			1					
81				1				
82								
83			1	1				
84						1		
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92			1					
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103				1				
104								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114				1					
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
合 計		6	22	12	14	5	9	3	0
平均給料月額		186,550円	233,736円	352,317円	355,979円	409,440円	438,167円	473,933円	-
平均年齢		23.7歳	30.1歳	46.8歳	42.1歳	53.2歳	50.1歳	55.3歳	-

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18		1					
19							
20							
21							
22		1					
23		1					
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37		1					
38			1				
39							
40							
41			1				
42							
43			1				
44							
45			1				
46							
47							
48							
49							1
50							
51							
52							

給号 級	1	2	3	4	5	6
53			1			
54						
55			1			
56			1			1
57						
58					2	
59						
60			1			
61						
62			1		1	
63			1			
64						
65						
66				1		
67						
68				1		
69						
70					1	
71				2		
72						
73						
74						
75				2		
76				1	1	
77						
78						
79						
80						
81				1	1	
82						
83						
84						
85				1	1	
86					1	
87						
88						
89						
90						
91						
92			1			
93						
94						
95						
96			1	1	1	
97				1		
98						
99						
100						
101						
102				2		
103						
104						

級 号給	1	2	3	4	5	6
105			1			
106						
107						
108						
109			1			
110			1			
111						
112						
113			1			
114			1			
115						
116						
117			1			
118						
119						
120						
121			2			
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139			1			
140						
141						
142						
143			1			
144						
145			1			
146			1			
147						
148						
149						
合 計	4	12	25	5	5	2
平均給料月額	175,050円	257,783円	363,352円	383,600円	408,080円	434,450円
平均年齢	22.8歳	40.6歳	54.5歳	55.2歳	53.6歳	57.5歳

交通企業職給料表(3) [交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び
誘導員に適用]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18		1		
19				
20				
21				
22		1		
23				
24		1		
25		1		
26		1		
27				
28				
29				
30				
31		1		
32		1		
33				
34		1	1	
35		1		
36			2	
37			1	
38			1	
39			1	
40			3	
41				
42			7	
43			1	
44				
45			2	
46			11	
47			1	
48			9	
49			2	
50				
51			2	
52			7	

給号 級	1	2	3	4
53		1		
54		2	1	
55				
56		5	1	
57			1	
58		2		
59		2	2	
60		1		
61		2	1	
62			2	
63		3		
64		1	2	
65		2	2	
66		1	3	
67		2	3	
68		3	2	
69			3	
70		1	5	1
71			4	1
72		2	2	
73		3	7	1
74			5	
75		3	2	
76		1	1	
77			1	
78			3	
79			5	
80			1	2
81			4	1
82			5	2
83			6	1
84		1	7	
85		1	3	
86			2	2
87		1	3	
88			5	1
89			5	1
90			2	
91			5	
92			3	
93			5	
94			6	2
95			3	2
96			4	
97			3	1
98			3	2
99			4	1
100			2	
101			2	
102		1	3	
103			3	1
104			2	1

給号 級	1	2	3	4
105			1	2
106			5	
107			6	
108			1	1
109			2	
110			1	
111			2	
112				
113			1	
114			2	
115				
116			1	1
117		1	1	1
118			1	
119				
120			1	
121			1	
122				
123				1
124			1	
125			2	
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	9	93	178	29
平均給料月額	170,378円	240,583円	339,794円	367,983円
平均年齢	26.1歳	44.3歳	52.6歳	54.9歳

病院企業職給料表(1) [病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用] (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12		1						
13								
14		1						
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27		1	1					
28								
29								
30								
31			3					
32			1					
33								
34								
35		1	1					
36		1						
37					1			
38								
39								1
40			1					
41								
42			1					
43			2		2			
44					1		1	
45			1				1	
46				1				
47				1				
48					1	1		
49				1				
50					1			
51			1			1		1
52				1				1

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53					1		1	
54		1						
55		3	1	1				
56							1	
57		1		1				
58					1	1		
59		1				1		
60		2				1		
61		1		1				
62		1						
63		1	1	1				
64		1		2				
65		1	1	2	1			
66			1	1				
67					1			
68		2						
69					1			
70		1					1	
71				1		2		
72				1				
73		1			1	1		
74				1	1			
75		2		1				
76			1					
77								
78								
79				1	1			
80			1					
81			1			1		
82								
83		1						
84								
85						2		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94			1					
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108								
109								
110			1					
111								
112								
113								
114								
115			1					
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136				1				
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	5	34	14	21	10	11	5	*
平均給料月額	174,860円	250,488円	343,507円	366,248円	409,570円	442,273円	474,660円	*
平均年齢	22.4歳	33.9歳	44.6歳	45.4歳	50.7歳	53.5歳	57.2歳	*

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					

給 号	級	1	2	3	4
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					

給号 級	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合計	0	0	0	0
平均給料月額	-	-	-	-
平均年齢	-	-	-	-

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5			2			
6						
7						
8						
9			8	1		
10						
11						
12						
13			14	9		
14						
15			1			
16						
17			5	4		
18						
19						
20				1		
21			10	6		
22						
23						
24					4	
25			6	5		
26						
27						
28					3	
29				12		
30						
31						
32				2	4	
33				1	2	
34						
35						
36				1	5	
37				1	2	
38						
39						
40					2	
41				1	1	
42					2	
43						
44					2	
45					2	
46					1	1
47					1	1
48					4	
49					1	
50						1
51					1	
52					1	

給 号	級	1	2	3	4	5
53						
54					1	
55						1
56					5	2
57						
58					1	
59						
60					5	
61					1	1
62					1	
63						
64					2	
65					1	1
66					2	
67					1	1
68					2	
69						1
70					1	
71						
72					2	
73					3	1
74					5	
75					1	1
76					1	1
77					3	5
78						
79						
80						
81						
合 計		0	46	44	76	18
平均給料月額		-	366,498円	438,466円	530,689円	591,022円
平均年齢		-	34.8歳	40.4歳	51.4歳	61.8歳

病院企業職給料表(4) [病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師] (単位:人)
 その他の医療技術職員に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23	1	1					
24							
25	3						
26				1			
27	3	4					
28		1					
29	40	1					
30		1					
31	9	5					
32	3	3					
33	77	42				1	
34		4					
35	4	9		1			
36	1	5					
37	79	18					
38	4	5					
39		7					
40		5					
41	53	16					
42	3	11	2			1	1
43	2	10					
44		6					
45	1	13	1			1	
46	1	8	2				
47		10	2				
48	2	6	3				
49	1	3	2		1		
50		5	3		1	1	
51		12	4				1
52		3	3			1	1

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		3	5			1	
54		8	3	1		1	
55		9	2	1		1	
56		6	4	1	1	3	
57	2	8	5			2	
58		5	4				
59		10	3			2	
60		8	5			1	
61		8	3	1		1	
62		4	4				
63		7	5		1	1	
64		5	2	1	1		
65		8	2			1	
66		5	4		1	1	
67		3	1	1	1		
68		8	4				
69		5	7	1	1		
70		3	5	1			
71		4	4	1	2		
72		1	4				
73		4	7	1	1		
74		4	2	1	1		
75		6	4	2	2		
76		4	5	2		1	
77		5	3	2			
78		4	4	2			
79		3	2	2			
80		1	2	1			
81			3	2			
82		1	6				
83		1	5	1			
84		2	1	4			
85			4	4		1	
86		2	2	2			
87			2	1	1		
88		1	1				
89		2	3	1			
90		1	7	1			
91			2				
92			1	1			
93			1	2			
94			2				
95			2	3			
96			1				
97			2	2			
98		1	2	2			
99			2				
100			3				
101			3				
102		1	2	2			
103			2	1			
104		1	1	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105			2	2			
106							
107			1	1			
108				2			
109			1	1			
110		1	1	3			
111				1			
112							
113			1				
114			2	2			
115			1				
116				2			
117		2					
118			2	1			
119				1			
120			3				
121			1				
122			1				
123							
124				1			
125				1			
126							
127							
128			1	1			
129			1	1			
130			1	1			
131			2	2			
132			1				
133				1			
134			1				
135			1	1			
136			1				
137				2			
138							
139							
140							
141							
142			1				
143							
144							
145							
146							
147			1				
148			1				
149			5				
合 計	289	379	220	81	15	22	3
平均給料月額	194,417円	246,004円	350,449円	385,795円	411,773円	436,977円	469,400円
平均年齢	23.1歳	32.1歳	47.6歳	50.1歳	53.0歳	54.5歳	55.7歳

第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数

(単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	手当受給率 (%)	全職員	手当受給職員
			平均扶養親族数	平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,364	39.2	0.8	2.0
行政職給料表(2)	525	48.7	0.9	1.8
医療職給料表(1)	10	55.6	1.1	2.0
医療職給料表(2)	85	16.4	0.3	1.8
大学教育職給料表	10	38.5	0.8	2.0
高等学校教育職給料表	132	41.0	0.8	2.1
義務教育諸学校教育職給料表	1,530	29.4	0.6	1.9
消防職給料表	866	61.9	1.4	2.3
合計	5,522	37.8	0.8	2.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	1,028	38.1	0.4	1.9
企業職を含めた総合計	6,550	37.9	0.7	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

扶養親族数	区分		続柄別扶養親族数			
	手当受給職員					
	職員数	構成比 (%)	子	配偶者	父母等 その他の 扶養親族	合計
1人	1,986	36.0	1,266	608	112	1,986
2人	2,015	36.5	3,321	646	63	4,030
3人	1,177	21.3	2,694	814	23	3,531
4人	307	5.6	955	258	15	1,228
5人	31	0.6	123	28	4	155
6人	6	0.1	30	6	0	36
合計	5,522	100.0	8,389	2,360	217	10,966

(注) 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

項目	区分	
	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	20,415	20,273
全職員平均額	7,726	7,681

第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当支給状況

(単位:人)

区分 給料表	手当受給 職員数 (借家・借間 居住者)	年齢別			手当受給率 (%)	全職員平均額 (円)
		30歳以下	31歳以上～ 40歳以下	41歳以上		
行政職給料表(1)	1,410	511	496	403	23.4	4,164
行政職給料表(2)	109	3	8	98	10.1	1,101
医療職給料表(1)	2	0	0	2	11.1	1,111
医療職給料表(2)	110	38	45	27	21.2	3,803
大学教育職給料表	9	0	2	7	34.6	3,962
高等学校教育職給料表	86	39	23	24	26.7	4,976
義務教育諸学校教育職給料表	1,495	769	490	236	28.7	5,731
消防職給料表	356	190	135	31	25.5	5,240
合 計	3,577	1,550	1,199	828	24.5	4,600

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	633	265	176	192	23.5	4,266
企業職を含めた総合計	4,210	1,815	1,375	1,020	24.4	4,548

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	18,765	18,676
全職員平均額	4,600	4,548

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給率 (%)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	738	12.2	82,667	10,124
行政職給料表(2)	-	-	-	-
医療職給料表(1)	17	94.4	89,741	84,756
医療職給料表(2)	42	8.1	78,824	6,391
大学教育職給料表	2	7.7	86,100	6,623
高等学校教育職給料表	17	5.3	70,476	3,721
義務教育諸学校教育職給料表	310	6.0	69,910	4,165
消防職給料表	68	4.9	79,840	3,883
合 計	1,194	8.2	78,992	6,464
企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	220	8.2	89,968	7,342
企業職を含めた総合計	1,414	8.2	80,700	6,601

第2部 民間給与等の実態

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和3年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類(ア～ツ)に分類された486事業所

なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

ア 農業、林業	サ 不動産業、物品賃貸業
イ 漁業	シ 学術研究、専門・技術サービス業
ウ 鉱業、採石業、砂利採取業	ス 宿泊業、飲食サービス業
エ 建設業	セ 生活関連サービス業、娯楽業
オ 製造業	ソ 教育、学習支援業
カ 電気・ガス・熱供給・水道業	タ 医療、福祉
キ 情報通信業	チ 複合サービス事業
ク 運輸業、郵便業	ツ サービス業（他に分類されないもの）（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）
ケ 卸売業、小売業	
コ 金融業、保険業	

(2) 調査対象職種

54職種（うち初任給関係職種12職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から110事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係190人（事務・技術関係職種186人）、初任給関係以外の調査職種5,445人（事務・技術関係職種の調査実人員5,347人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、66,281人であり、事務・技術関係職種は64,521人である。）

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	8	2	2	4
製造業	22	10	10	2
電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	0	0	0
情報通信業	13	5	7	1
運輸業、郵便業	15	8	5	2
卸売業、小売業	9	6	3	0
金融業、保険業	2	2	0	0
不動産業、 物品賃貸業	1	0	1	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	3	2	1	0
宿泊業、飲食 サービス業	1	1	0	0
生活関連サービス 業、娯楽業	0	0	0	0
教育、 学習支援業	2	0	2	0
医療、福祉	1	1	0	0
複合サービス事業	0	0	0	0
サービス業(他に 分類されないもの)	3	2	1	0
合計	80	39	32	9

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が30事業所あった(規模不適2事業所を含む。)
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表についても同じ。)

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

項目 職種		学 歴	規 模 計	企業規模		
				500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	207,026	206,208	208,770	205,265
		短大卒	185,386	183,759	186,477	204,380
		高校卒	174,482	174,276	173,769	179,615
	新卒技術者	大学卒	209,777	213,432	206,444	208,508
		短大卒	187,786	185,440	186,767	202,490
		高校卒	176,573	173,706	174,323	189,383
	新卒事務員 ・技術者 計	大学卒	208,010	208,221	207,826	207,427
		短大卒	186,396	184,332	186,623	203,120
		高校卒	175,382	174,076	174,046	186,127

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参 考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	207,524
	短大卒	181,540
	高校卒	168,548

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種
1 規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
									円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	10	55.3	819,985	75	819,910	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照	
	大 学 卒	3	54.5	674,465	0	674,465			
	短 大 卒	2	50.8	478,482	0	478,482			
	高 校 卒	5	55.9	889,618	102	889,517			
	中 学 卒	-	-	-	-	-			
	工 場 長	2	53.9	891,844	0	891,844	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上	
	大 学 卒	2	53.9	891,844	0	891,844			
	短 大 卒	-	-	-	-	-			
	高 校 卒	-	-	-	-	-			
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	-
	事 務 部 長	248	53.2	706,431	305	706,126	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上	
	大 学 卒	185	53.2	737,201	346	736,856			
短 大 卒	12	52.9	576,401	0	576,401				
高 校 卒	50	53.3	625,770	227	625,542				
中 学 卒	*	*	*	*	*				
技 術 部 長	209	50.6	701,846	485	701,361	同上	同上		
大 学 卒	159	50.7	704,924	588	704,335				
短 大 卒	32	49.6	688,016	143	687,873				
高 校 卒	17	52.6	705,319	274	705,045				
中 学 卒	*	*	*	*	*				
事 務 部 次 長	50	52.0	641,470	961	640,509	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上		
大 学 卒	34	51.4	682,343	1,245	681,099				
短 大 卒	2	54.0	706,284	0	706,284				
高 校 卒	14	53.7	522,233	300	521,933				
中 学 卒	-	-	-	-	-				
技 術 部 次 長	15	50.8	554,349	800	553,548	同上	同上		
大 学 卒	8	49.4	564,841	1,567	563,274				
短 大 卒	6	52.6	534,278	0	534,278				
高 校 卒	*	*	*	*	*				
中 学 卒	-	-	-	-	-				
事 務 課 長	575	49.9	583,831	1,919	581,912	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上		
大 学 卒	381	49.9	595,794	1,537	594,257				
短 大 卒	43	49.9	575,187	2,865	572,322				
高 校 卒	150	49.9	552,902	2,716	550,186				
中 学 卒	*	*	*	*	*				
技 術 課 長	529	47.9	607,340	4,190	603,150	同上	同上		
大 学 卒	401	47.4	612,490	4,777	607,713				
短 大 卒	58	50.5	546,292	1,734	544,558				
高 校 卒	70	49.9	609,491	1,713	607,778				
中 学 卒	-	-	-	-	-				

(注)1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下、本表において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

3 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級		
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)				
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	87	48.7	514,518	26,462	488,056	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照		
	大学卒	55	48.8	510,580	13,603	496,977				
	短大卒	12	46.6	528,627	65,898	462,728				
	高校卒	20	49.5	517,414	40,082	477,332				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	46	47.1	542,431	33,093	509,338				
	大学卒	32	47.1	541,649	30,422	511,227				
	短大卒	5	48.3	403,076	37,845	365,232				
	高校卒	9	46.8	586,948	42,093	544,855				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	308	47.0	451,036	42,624	408,413			係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	134	45.3	452,070	35,789	416,281				
短大卒	29	47.3	428,182	43,536	384,646					
高校卒	144	49.1	454,022	51,518	402,504					
中学卒	*	*	*	*	*					
技術係長	407	45.1	506,756	51,606	455,150					
大学卒	259	43.9	509,697	46,047	463,650					
短大卒	55	45.1	491,938	67,781	424,157					
高校卒	93	49.3	503,861	62,952	440,908					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務主任	243	47.8	458,836	56,379	402,457	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上			
大学卒	146	47.4	474,491	60,583	413,908					
短大卒	34	47.0	428,504	47,938	380,566					
高校卒	62	49.8	418,783	45,660	373,122					
中学卒	*	*	*	*	*					
技術主任	356	46.1	502,960	88,215	414,745					
大学卒	248	45.9	498,167	77,606	420,561					
短大卒	46	46.2	464,917	88,657	376,260					
高校卒	61	46.7	537,158	126,130	411,028					
中学卒	*	*	*	*	*					
事務係員	1,129	39.3	348,908	51,915	296,993			同上		
大学卒	631	36.1	354,892	55,839	299,053					
短大卒	138	44.5	330,132	42,388	287,744					
高校卒	357	43.6	344,476	47,888	296,588					
中学卒	3	42.0	324,998	36,805	288,193					
技術係員	1,133	37.9	369,777	61,582	308,195	同上				
大学卒	725	35.9	371,501	63,349	308,152					
短大卒	150	40.9	355,666	57,075	298,591					
高校卒	258	43.4	371,326	57,574	313,752					
中学卒	-	-	-	-	-					

(注)4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

2 規模500人以上

項目		調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
職	種			円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	7	55.5	853,879	85	853,794	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職(1) 8級
	大学卒	3	54.5	674,465	0	674,465		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	56.1	916,855	113	916,742		
	中学校卒	-	-	-	-	-	-	
	工場長	2	53.9	891,844	0	891,844	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	2	53.9	891,844	0	891,844		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学校卒	-	-	-	-	-	-	
	事務部長	200	53.3	722,382	326	722,056	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大学卒	153	53.2	747,668	352	747,317		
短大卒	6	53.9	618,464	0	618,464			
高校卒	41	53.6	636,704	274	636,430			
中学校卒	-	-	-	-	-	-		
技術部長	155	50.5	724,547	415	724,132	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上	
大学卒	125	50.5	722,790	508	722,281			
短大卒	18	49.5	726,126	0	726,126			
高校卒	12	52.2	737,839	333	737,505			
中学校卒	-	-	-	-	-	-		
事務部次長	30	52.6	671,301	854	670,446	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	23	51.7	701,188	1,003	700,185			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	6	55.1	536,608	392	536,216			
中学校卒	-	-	-	-	-	-		
技術部次長	*	*	*	*	*		同上	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-	-	-		
事務課長	433	49.9	596,875	1,327	595,549	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(1) 6級	
大学卒	299	49.9	606,465	1,309	605,156			
短大卒	25	49.7	598,592	2,763	595,828			
高校卒	109	49.9	567,797	964	566,833			
中学校卒	-	-	-	-	-	-		
技術課長	311	47.8	634,931	4,000	630,931	同上		
大学卒	254	47.3	636,506	4,640	631,866			
短大卒	24	51.6	591,932	242	591,690			
高校卒	33	49.6	643,899	940	642,959			
中学校卒	-	-	-	-	-	-		

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級	
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	51	49.1	533,170	22,564	510,606	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 4級、5級	
	大学卒	37	49.5	521,715	8,122	513,593			
	短大卒	6	46.7	554,913	68,136	486,777			
	高校卒	8	49.1	557,834	41,577	516,257			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術課長代理	12	48.9	587,928	4,582	583,346			同上
	大学卒	9	49.5	582,261	0	582,261			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	3	46.8	607,995	20,806	587,189			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	事務係長	184	47.4	458,313	39,906	418,407		係の長及び係長級 専門職	
	大学卒	74	45.8	458,791	32,462	426,329			
	短大卒	10	49.4	448,170	27,845	420,325			
	高校卒	100	49.2	459,113	50,831	408,283			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術係長	245	44.9	523,138	48,164	474,974			同上
	大学卒	169	43.5	521,209	40,627	480,582			
	短大卒	27	44.1	534,334	82,508	451,827			
高校卒	49	50.6	525,892	62,974	462,918				
中学卒	-	-	-	-	-				
事務主任	188	48.0	462,998	55,464	407,533	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 3級		
大学卒	120	47.6	476,566	60,888	415,678				
短大卒	24	47.7	434,089	40,847	393,241				
高校卒	44	50.0	423,940	41,583	382,357				
中学卒	-	-	-	-	-				
技術主任	194	46.8	525,636	97,214	428,422			同上	
大学卒	150	46.9	514,968	83,234	431,733				
短大卒	18	46.0	512,389	126,565	385,825				
高校卒	25	46.7	570,422	140,882	429,540				
中学卒	*	*	*	*	*				
事務係員	804	39.3	356,609	55,479	301,130	行政職(1) 1級、2級			
大学卒	460	36.1	362,543	59,402	303,141				
短大卒	79	44.7	338,809	46,243	292,567				
高校卒	262	43.9	351,349	51,062	300,288				
中学卒	3	42.0	324,998	36,805	288,193				
技術係員	559	38.1	386,222	68,237	317,985		同上		
大学卒	420	35.8	385,406	70,074	315,332				
短大卒	41	42.3	389,245	73,219	316,025				
高校卒	98	46.3	388,400	58,278	330,122				
中学卒	-	-	-	-	-				

3 規模100人以上500人未満

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	2	56.0	515,850	0	515,850	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	43	52.5	618,851	209	618,642	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	28	53.6	679,423	349	679,074		
短大卒	6	51.7	523,812	0	523,812			
高校卒	8	51.6	551,115	0	551,115			
中学校卒	*	*	*	*	*			
技術部長	43	51.2	583,781	985	582,796	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	31	51.6	588,946	1,224	587,722			
短大卒	9	49.2	566,450	473	565,977			
高校卒	3	53.0	578,240	0	578,240			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	18	50.8	574,101	1,384	572,717	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	行政職(1) 6級	
大学卒	10	50.3	630,619	2,347	628,272			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	7	52.0	502,219	207	502,011			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	10	52.3	581,554	0	581,554	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	5	51.8	624,000	0	624,000			
短大卒	4	53.4	530,201	0	530,201			
高校卒	*	*	*	*	*			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	126	49.6	491,903	6,587	485,316	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	73	49.6	509,875	3,885	505,990			
短大卒	13	50.0	470,626	1,687	468,940			
高校卒	40	49.6	465,500	12,993	452,507			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術課長	181	48.2	504,326	5,384	498,942	上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	136	47.7	501,164	5,682	495,482			
短大卒	22	49.3	511,208	3,788	507,419			
高校卒	23	50.7	517,254	5,060	512,194			
中学校卒	-	-	-	-	-			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 3級
	大学卒	35	46.1	404,992	50,568	354,425		
	短大卒	17	42.9	422,162	59,782	362,380		
	高校卒	6	45.8	408,690	55,690	353,000		同上
	中学卒	12	50.8	378,820	34,953	343,867		
		-	-	-	-	-		
	技術課長代理	24	44.9	445,809	59,096	386,713		同上
	大学卒	19	43.4	452,516	70,615	381,901		
	短大卒	4	49.2	377,293	18,588	358,706		
	高校卒	*	*	*	*	*		同上
	中学卒	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
事務係長	113	45.2	428,508	53,281	375,227	係の長及び係長級 専門職	同上	
大学卒	54	43.1	432,051	46,661	385,390			
短大卒	18	43.9	394,482	71,363	323,120			
高校卒	40	48.5	436,470	57,803	378,667	同上		
中学卒	*	*	*	*	*			
	-	-	-	-	-			
技術係長	137	46.0	462,616	59,508	403,108	同上		
大学卒	87	45.5	471,891	63,820	408,071			
短大卒	26	46.4	429,808	44,521	385,287			
高校卒	24	47.2	457,892	57,067	400,824	同上		
中学卒	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
事務主任	48	45.4	419,042	69,465	349,577	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 1級、2級	
大学卒	25	44.0	440,272	53,980	386,292			
短大卒	7	46.2	430,312	108,802	321,510			
高校卒	15	48.1	383,819	78,268	305,550	同上		
中学卒	*	*	*	*	*			
	-	-	-	-	-			
技術主任	129	44.3	438,204	58,572	379,632	同上		
大学卒	83	42.7	445,781	58,237	387,545			
短大卒	26	46.8	418,289	47,380	370,908			
高校卒	20	48.4	430,887	77,477	353,410	同上		
中学卒	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
事務係員	286	38.9	296,065	27,860	268,205	同上		
大学卒	160	36.0	296,840	29,175	267,665			
短大卒	53	43.9	296,015	26,681	269,335			
高校卒	73	42.2	294,160	25,519	268,640	同上		
中学卒	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
技術係員	460	37.6	332,791	45,373	287,418	同上		
大学卒	273	36.6	333,425	44,347	289,078			
短大卒	96	39.8	325,963	41,277	284,686			
高校卒	91	39.1	337,715	53,316	284,399	同上		
中学卒	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			

4 規模100人未満

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人*	歳*	円*	円*	円*	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 6級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	* *	* *	* *	* *	* *		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	5	54.4	600,840	0	600,840	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	4	54.3	554,875	0	554,875		
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	* *	* *	* *	* *	* *			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部長	11	52.5	547,206	417	546,789	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大学卒	3	53.3	562,800	0	562,800			
短大卒	5	51.0	536,865	917	535,948			
高校卒	2	56.0	516,250	0	516,250			
中学校卒	* *	* *	* *	* *	* *			
事務部次長	2	49.0	486,750	0	486,750	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	* *	* *	* *	* *	* *			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	* *	* *	* *	* *	* *			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	4	47.3	481,787	2,987	478,800	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大学卒	3	45.7	473,683	3,983	469,700			
短大卒	* *	* *	* *	* *	* *			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	16	51.2	481,571	2,331	479,240	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	9	50.9	456,516	0	456,516			
短大卒	5	52.6	505,498	7,460	498,038			
高校卒	* *	* *	* *	* *	* *			
中学校卒	* *	* *	* *	* *	* *			
技術課長	37	49.1	461,295	2,366	458,929	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	11	48.6	441,333	1,748	439,585			
短大卒	12	47.8	416,088	4,077	412,011			
高校卒	14	50.5	515,729	1,385	514,344			
中学校卒	-	-	-	-	-			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職(1) 3級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務課長代理	10	42.4	556,211	140,411	415,800	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	同上
	大学卒	4	40.5	595,487	167,237	428,250		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	5	43.8	527,549	118,649	408,900		
	事務係長	11	47.6	393,772	37,775	355,997	係の長及び係長級 専門職	同上
	大学卒	6	45.3	388,245	56,822	331,423		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	4	51.3	389,131	17,024	372,107		
技術係長	25	44.8	448,740	75,874	372,866		同上	
大学卒	3	44.0	430,323	84,723	345,600			
短大卒	2	47.0	439,439	79,489	359,950			
高校卒	20	44.8	452,433	74,185	378,248			
事務主任	7	43.6	359,169	49,341	309,828	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 1級、2級	
大学卒	*	*	*	*	*			
短大卒	3	34.0	309,854	50,354	259,500			
高校卒	3	49.7	400,294	36,362	363,932			
技術主任	33	40.6	378,402	56,908	321,494		同上	
大学卒	15	37.2	338,584	36,362	302,222			
短大卒	2	38.5	352,119	61,084	291,035			
高校卒	16	44.1	419,017	75,649	343,368			
事務係員	39	39.2	288,654	20,420	268,234		同上	
大学卒	11	38.5	304,947	25,683	279,264			
短大卒	6	37.8	288,513	29,997	258,517			
高校卒	22	39.9	280,547	15,178	265,369			
技術係員	114	34.4	323,048	53,232	269,816		同上	
大学卒	32	31.5	289,979	34,943	255,036			
短大卒	13	36.4	281,840	43,420	238,420			
高校卒	69	35.5	346,512	63,813	282,699			

その2 給与比較の対象外職種
規模計

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。 電話交換手については、見 習、外国語の電話交換手を 除く。
	自家用乗用自 動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	2	65.0	641,050	0	641,050	
	大学学部長	-	-	-	-	-	
	大学教授	15	64.5	571,200	0	571,200	
	大学准教授	14	52.3	472,886	0	472,886	
	大学講師	5	41.4	384,080	0	384,080	
	大学助教	4	38.5	321,200	0	321,200	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	*	*	*	*	*	
	高等学校主幹 教諭 高等学校指導 教諭 高等学校教諭	-	-	-	-	-	
13	43.2	556,300	116,180	440,120			
研 究 関 係 職 種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	6	49.2	594,900	0	594,900	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究室(係)長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室(係)の 長
	主任研究員	11	46.8	517,980	5,661	512,319	下記研究員より上位の者
	研究員	27	31.9	373,357	33,765	339,592	
	研究補助員	-	-	-	-	-	

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

項目 学 歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		大学卒	29.1	(52.5)	
高校卒	16.0	(62.5)	(29.0)	(8.5)	84.0

(注)1 新規学卒者の事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制 度 あり	81.2
制 度 なし	18.8

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配 偶 者	14,124
配偶者と子1人	20,878 (6,754)
配偶者と子2人	27,322 (6,444)

(注)1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。

2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参 考)

(単位:円)

市職員の現行 扶養手当月額	子	10,000
	配 偶 者	7,000
	父母等その他の扶養親族	7,000
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末 までの子1人につき加算する額	5,000

第15表 民間における特別給の支給状況

項 目		区 分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額 (単位:円)	下半期(A1)	387,190	296,817
	上半期(A2)	392,243	302,303
特別給の支給額 (単位:円)	下半期(B1)	849,963	562,894
	上半期(B2)	839,444	570,402
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.20 月分	1.90 月分
	上半期(B2/A2)	2.14 月分	1.89 月分
年 間 の 平 均		4.30 月分	

(注)1 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは令和3年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.45月分である。

第16表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
役職段階				
係 員	35.5	17.0	-	47.5
課 長 級	17.8	14.3	-	67.9

第17表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
役職段階							
係 員	93.7	90.7	17.9	9.9	62.9	3.0	6.3
課 長 級	73.0	69.0	16.9	6.9	45.2	4.0	27.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係 員	59.4	40.6
課 長 級	52.3	47.7
部 長 級	51.5	48.5

第3部 労働経済指標

第19表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和3年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	32,380	51,900	60,620	69,330	78,050
住居関係費	44,230	53,860	46,370	38,900	31,420
被服・履物費	6,470	7,280	9,110	10,950	12,790
雑費 I	29,220	63,070	78,180	93,290	108,410
雑費 II	8,400	24,750	24,200	23,660	23,110
計	120,700	200,860	218,480	236,130	253,780

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における令和3年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国消費実態調査」(総務省)を基に算定された全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 食料
- 住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 被服及び履物
- 雑費 I 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 II その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

第20表 労働経済指標

項 目				年 月	単位	令和2年 4月	5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国 (規模30人以上)	きまって 支給する 給 与	調 査 産 業 計	金額	千円	295.7	287.2	290.9	292.7
				前年同月比	%	△ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.3
			うち所定内給与	金額	千円	272.9	268.6	272.2	272.2
				前年同月比	%	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.2
		総実労働時間数(調査産業計)		時間数	時間	143.8	126.9	141.3	145.8
		うち所定外労働時間数		時間数	時間	10.5	8.6	9.3	10.3
	神奈川県 (規模30人以上)	きまって 支給する 給 与	調 査 産 業 計	金額	千円	298.5	293.2	297.2	302.8
				前年同月比	%	△ 4.1	△ 4.1	△ 4.6	△ 1.9
			うち所定内給与	金額	千円	275.6	274.5	277.9	280.1
				前年同月比	%	△ 2.8	△ 2.1	△ 2.4	△ 0.9
総実労働時間数(調査産業計)		時間数	時間	134.3	120.2	137.6	141.9		
うち所定外労働時間数		時間数	時間	10.0	8.2	9.4	10.6		
生 計 費	家計調査 (総務省)	(二人以上の世帯) 消費費支出	全 国	金額	千円	267.9	252.0	273.7	266.9
				前年同月比	%	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1	△ 7.3
		川 崎 市	金額	千円	258.8	262.2	281.9	272.5	
			前年同月比	%	△ 30.7	△ 16.6	△ 3.7	△ 17.0	
物 価	消費者物価指数 (総合指数、総務省)	全 国	前年同月比	%	0.1	0.1	0.1	0.3	
		川 崎 市	前年同月比	%	0.1	0.3	0.1	0.5	
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比	%	△ 2.5	△ 2.7	△ 1.6	△ 0.9	
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)			前年同月比	%	0.8	0.2	0.2	0.2
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国		倍	1.30	1.18	1.12	1.09	
		川 崎 市		倍	0.82	0.74	0.68	0.66	
	鉱工業生産指数(経済産業省)			前年同月比	%	△ 15.5	△ 27.0	△ 18.4	△ 15.9
製造工業労働生産性指数 (日本生産性本部)			前年同月比	%	△ 13.3	△ 18.5	△ 10.6	△ 11.4	

8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月
291.1	292.9	296.3	294.2	295.0	293.0	292.8	297.3	300.3
△ 1.6	△ 1.0	△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1.1	1.6
269.9	271.7	273.8	271.1	271.9	270.0	269.9	273.7	275.9
△ 0.4	0.0	0.3	△ 0.3	0.1	0.4	0.3	1.5	1.1
133.7	140.6	147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4
9.9	10.7	11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1
301.0	301.8	302.4	301.5	300.8	296.0	295.5	299.9	305.7
△ 3.1	△ 1.6	△ 2.6	△ 3.2	△ 3.6	△ 1.1	△ 2.6	△ 0.2	2.4
278.4	279.8	278.5	277.8	277.4	273.8	274.1	277.0	282.4
△ 2.5	△ 0.7	△ 1.5	△ 2.2	△ 2.9	△ 0.5	△ 1.6	0.3	2.5
130.1	136.1	141.4	139.0	137.0	129.1	130.5	138.4	145.1
10.2	11.1	11.2	11.4	11.5	10.8	11.0	11.8	12.0
276.4	269.9	283.5	278.7	315.0	267.8	252.5	309.8	301.0
△ 6.7	△ 10.2	1.4	△ 0.0	△ 2.0	△ 6.8	△ 7.1	6.0	12.4
313.3	250.6	260.4	277.1	326.7	271.9	293.8	333.0	329.1
△ 11.2	△ 14.5	△ 9.7	△ 6.5	7.4	△ 3.3	△ 12.8	6.3	27.1
0.2	0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4
0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.8
△ 0.6	△ 0.8	△ 2.2	△ 2.4	△ 2.1	△ 1.5	△ 0.6	1.2	3.7
0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3
1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09
0.65	0.64	0.68	0.70	0.74	0.74	0.74	0.71	0.63
△ 14.0	△ 9.1	△ 3.4	△ 4.1	△ 2.9	△ 5.3	△ 2.0	3.4	15.8
△ 5.6	△ 6.0	△ 2.7	△ 1.3	1.1	△ 2.1	3.2	4.7	13.5